

## 「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

改訂前（2009年3月12日付）	改訂後（2009年6月19日付）
<p>第7条（契約の申込の承諾）</p> <p>(1) 本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。</p> <p>(2) サービス会員回線について、協定事業者等と契約を締結しているものが複数となる時。</p> <p>(3) 本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(4) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(5) サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者との相互接続協定の条件に合致しないとき。</p> <p>(6) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。</p> <p>(7) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき</p> <p>(8) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき</p> <p>(9) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。</p> <p>(10) その他当社が適当でないと判断するとき。</p>	<p>第7条（契約の申込の承諾）</p> <p>(1)本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。</p> <p>(2)申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手續が成年後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。</p> <p>(3)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。</p> <p>(4)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき。</p> <p>(5)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき。</p> <p>(6)申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。</p> <p>(7)申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。</p> <p>(8)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき。</p> <p>(9)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。</p> <p>(10)過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。</p> <p>(11)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(12)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(13)契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき。</p> <p>(14)契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき</p> <p>(15)第22条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(16)利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。</p> <p>(17)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>
<p>第22条(禁止事項)</p> <p>規定なし</p>	<p>第22条(禁止事項)</p> <p>(15)本サービスを利用して電気通信事業法に定</p>

	<p>める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(16)本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>
規定なし	<p>第9章 Yahoo! BB 光 with フレッツサービスへのサービス変更に関する特約</p> <p>第31条 (Yahoo! BB 光 with フレッツサービスについて)</p> <p>「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」とは、当社が別途定める「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」に基づき提供するサービスのことをいいます。</p> <p>第32条 (サービス変更時における利用料金の支払)</p> <p>会員は、本サービスから Yahoo! BB 光 with フレッツサービスにサービス変更した場合、第14条第2項の定めに関わらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の1日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p> <p>第33条 (サービス変更時における契約の終了)</p> <p>会員は、本サービスから Yahoo! BB 光 with フレッツサービスにサービス変更した場合、第11条の定めに関わらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日が属する月の月末を本サービスの解約日とします。</p>

### 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改訂前 (2009年2月18日付)	改訂後 (2009年6月19日付)
<p>第5条 (契約の申込の承諾)</p> <p>1 .本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、当社が当該申込を承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。</p> <p>(1) 新規に本サービスの申込みをした場合は、第8条第1項に定める日に契約が成立するものとします。</p> <p>(2) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申込みをした場合は、サービス変更の申込みを当社が承諾した日から起算して20日後に契約が成立するものとします。</p> <p>(3) 前号におけるサービス変更前の電気通信サービスの解約日は、以下に定める日とします。</p> <p>申込者が本サービスへのサービス変更と同時にNTT東西に対してフレッツ光の申込みを行った場合、NTT東西が行なうフレッツ光の開通工事日の翌月末を解約日とします。</p> <p>当社が提供する他の電気通信サービスおよびフレッツ光の両方を既に利用している申込者が本サービスへのサービス変更の申込みを行な</p>	<p>第5条 (契約の申込の承諾)</p> <p>1 .本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、当社が当該申込を承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日は申込日によって異なります。</p> <p>&lt;2009年6月30日以前に申込を行なった会員&gt;</p> <p>(1) 新規に本サービスの申込みをした場合は、第8条第1項第1号に定める日に契約が成立するものとします。</p> <p>(2) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申込みをした場合は、サービス変更の申込みを当社が承諾した日から起算して20日後に契約が成立するものとします。</p> <p>&lt;2009年7月1日以降に申込を行なった会員&gt;</p> <p>(3) 新規に本サービスの申込みをした場合は、第8条第1項第3号または第8条第1項第4号に定める日に契約が成立するものとします。</p>

<p>った場合、前号に定める本サービスの契約成立日が属する月の翌月末を解約日とします。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 申込者の住所が当社が別途指定する本サービスの提供地域外であるとき。</p> <p>(2) 申込者の住所が NTT 東西が提供するフレッツ光の提供地域外であるとき。</p> <p>(3) 本サービスの申込を受諾するだけの当社の電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(4) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(5) 当社が提供する電気通信サービスまたはその他のサービスにおいて、過去に不正使用または料金等の不払い等の理由により契約の解除または利用を停止されていることが判明した場合。</p> <p>(6) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。</p> <p>(7) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。</p> <p>(8) 申込者が 20 歳未満であるとき。</p> <p>(9) その他当社が適当でないと判断するとき。</p>	<p>(4) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申込みをした場合は、第 8 条第 2 項第 2 号または第 8 条第 2 項第 3 号に定める日に契約が成立するものとします。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 申込者の住所が当社が別途指定する本サービスの提供地域外であるとき。</p> <p>(2) 申込者の住所が NTT 東西が提供するフレッツ光の提供地域外であるとき。</p> <p>(3) 本サービスの申込を受諾するだけの当社の電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(4) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(5) 当社が提供する電気通信サービスまたはその他のサービスにおいて、過去に不正使用または料金等の不払い等の理由により契約の解除または利用を停止されていることが判明した場合。</p> <p>(6) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。</p> <p>(7) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。</p> <p>(8) 申込者が 20 歳未満であるとき。</p> <p>(9) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき</p> <p>(10) 申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき</p> <p>(11) 申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>(12) 申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。</p> <p>(13) 第 13 条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(14) その他当社が適当でないと判断するとき。</p>
<p>第 8 条（課金開始日）</p> <p>1. 新規に本サービスの申込みをした場合の料金等の課金開始日は、本サービスの申込みを当社が承諾した日から起算して 20 日後とします。</p> <p>2. 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申込みをした場合の料金等の課金開始日は、サービス変更の申込みを当社が承諾した日から起算して 20 日後が属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>3. 会員が新規に本サービスの申込みをした場合は、当社は第 1 項に定める課金開始日が属する月の料金等は請求せず、翌月分より請求するものとします。</p>	<p>第 8 条（課金開始日）</p> <p>1. 新規に本サービスの申込みをした場合の課金開始日は以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの課金開始日は申込日によって異なります。</p> <p>&lt; 2009 年 6 月 30 日以前に申込を行なった会員 &gt;</p> <p>(1) 新規に本サービスの申込みをした場合の料金等の課金開始日は、本サービスの申込みを当社が承諾した日から起算して 20 日後とします。</p> <p>(2) 新規に本サービスの申込みをした場合は、当社は前号に定める課金開始日が属する月の料金等は請求せず、翌月分より請求するものとします。</p> <p>&lt; 2009 年 7 月 1 日以降に申込を行なった会員 &gt;</p>

	<p>(3)フレッツ光と同時に本サービスの申込をした場合の料金等の課金開始日は、フレッツ光の工事完了日とします。但し、当社がフレッツ光の工事が完了したことを確認する前に、会員が本サービスを利用した場合、当該本サービス利用日（以下「初回認証日」といいます。）を課金開始日とする場合があります。</p> <p>(4)フレッツ光の工事完了後に本サービスの申込を行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申込を承諾した日から起算して7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。</p> <p>2.当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申込みをした場合の課金開始日は以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの課金開始日は申込日によって異なります。</p> <p>&lt;2009年6月30日以前に申込を行なった会員&gt;</p> <p>(1)当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申込みをした場合の料金等の課金開始日は、サービス変更の申込みを当社が承諾した日から起算して20日後が属する月の翌月1日とします。</p> <p>&lt;2009年7月1日以降に申込を行なった会員&gt;</p> <p>(2)フレッツ光と同時に本サービスの申込をした場合の料金等の課金開始日は、フレッツ光の工事完了日とします。但し、当社がフレッツ光の工事完了日を確認する前に、会員が本サービスを利用したことを確認した場合、初回認証日を課金開始日とする場合があります。</p> <p>(3)フレッツ光の工事完了後に本サービスの申込を行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申込を承諾した日から起算して7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。</p> <p>3.2009年7月1日以降に申込を行なった会員は、本サービスの課金開始日が月の途中となった場合、課金開始日から課金開始日が属する月の末日までの間のレンタル料金は日割計算するものとします。</p>
<p>第13条（禁止事項） 規定なし</p>	<p>第13条（禁止事項）</p> <p>(15)本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(16)本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>
<p>第14条（サービスの停止） 規定なし</p>	<p>第14条（サービスの停止）</p> <p>3.会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 工事不要タイプ / Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプサ

## サービス規約」新旧対照表

改訂前（2009年4月1日付）	改訂後（2009年6月19日付）
<p>第6条（契約の成立）</p> <p>(1)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る特定協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。</p> <p>(2)サービス会員回線の終端が属する場所が本サービスの提供区域内であっても、当社の指定エリアではないとき。</p> <p>(3)過去に不正使用などによりサービス契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他の電気通信サービスの利用を停止されていることが判明したとき。</p> <p>(4)申込者が当社または他の事業者のDSLサービスその他本サービスと両立しないサービスの提供を受けているとき。</p> <p>(5)申込者が満18歳未満のとき。</p> <p>(6)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(7)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(8)協定事業者等との相互接続協定の条件に合致しないとき。</p> <p>(9)本サービスの申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。</p> <p>(10) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき。</p> <p>(11)契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき。</p> <p>(12)当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。</p> <p>(13)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>	<p>第6条（契約の成立）</p> <p>(1)本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき</p> <p>(2)サービス会員回線の終端が属する場所が本サービスの提供区域内であっても、当社の指定エリアではないとき。</p> <p>(3)申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手續が成年後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。</p> <p>(4)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。</p> <p>(5)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき。</p> <p>(6)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき。</p> <p>(7)申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。</p> <p>(8)申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。</p> <p>(9)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき。</p> <p>(10)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。</p> <p>(11)過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。</p> <p>(12)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(13)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(14)契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき。</p> <p>(15)契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき。</p> <p>(16)第21条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(17)利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。</p> <p>(18)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>

<p>規定なし</p>	<p>第13条の2（利用停止）</p> <p>1．当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。</p> <p>(1)利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。</p> <p>(2)支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。</p> <p>(3)料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(4)第21条その他本規約の規定に違反したとき。</p> <p>(5)本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>(6)当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(7)本サービスの利用契約成立後に、第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。</p> <p>(8)会員の料金等の支払意思が確認できないとき。</p> <p>2．会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>3．本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。</p>
<p>第21条(禁止事項) 規定なし</p>	<p>第22条(禁止事項)</p> <p>(15)本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(16)本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>

### 「Yahoo! BB 光 ホームサービス規約」新旧対照表

改訂前（2008年2月29日付）	改訂後（2009年6月19日付）
<p>第7条（契約の成立）</p> <p>(1)専用回線提供事業者のIP接続専用サービスに係る承諾を得られないとき。</p>	<p>第7条（契約の成立）</p> <p>(1)専用回線提供事業者のIP接続専用サービスに係る承諾を得られないとき。</p>

<p>(2)専用回線の終端が属する場所が本サービスの提供区域内であっても、当社の指定エリアではないとき、本サービスを提供するための準備が整っていないとき。</p> <p>(3)過去に不正使用などによりサービス契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスを停止されていることが判明したとき。</p> <p>(4)申込者が本サービスと両立しないサービスの提供を受けているとき。</p> <p>(5)申込者が満18歳未満のとき</p> <p>(6)本サービスの申込を承諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(7)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(8)協定事業者等との相互接続協定の条件に合致しないとき。</p> <p>(9)入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。</p> <p>(10)本サービスの利用に係る専用回線を設置する建物等が本サービス提供対象外の建物等であるとき。</p> <p>(11)特定協定事業者が提供する一般加入電話の電話番号を保有しないとき。</p> <p>(12)当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。</p> <p>(13)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>	<p>(2)専用回線の終端が属する場所が本サービスの提供区域内であっても、当社の指定エリアではないとき、本サービスを提供するための準備が整っていないとき。</p> <p>(3)本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。</p> <p>(4)申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手續が成年被後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。</p> <p>(5)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。</p> <p>(6)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき。</p> <p>(7)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき。</p> <p>(8)申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。</p> <p>(9)申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。</p> <p>(10)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>(11)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。</p> <p>(12)過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。</p> <p>(13)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(14)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(15)第24条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(16)本サービスの利用に係る専用回線を設置する建物等が本サービス提供対象外の建物等であるとき。</p> <p>(17)特定協定事業者が提供する一般加入電話の電話番号を保有しないとき。</p> <p>(18)利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>(19)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>
<p>規定なし</p>	<p>第15条の2(利用停止)</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止すること</p>

	<p>があります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。</p> <p>(1)利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。</p> <p>(2)支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。</p> <p>(3)料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(4)第 24 条その他本規約の規定に違反したとき。</p> <p>(5)本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>(6)当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(7)本サービスの利用契約成立後に、第 7 条第 2 項各号に該当する事由の存在が判明したとき。</p> <p>(8)会員の料金等の支払意思が確認できないとき。</p> <p>2. 会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。</p>
<p>第 24 条(禁止事項) 規定なし</p>	<p>第 24 条(禁止事項)</p> <p>(15)本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(16)本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>

### 「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約(基本)」新旧対照表

改訂前 (2008 年 2 月 29 日付)	改訂後 (2009 年 6 月 19 日付)
<p>第 7 条 (契約の成立)</p> <p>(1)専用回線提供事業者の IP 接続専用サービスに係る承諾を得られないとき。</p> <p>(2) 会員回線の終端が属する集合住宅に集合住宅側設備が設置されていないとき。</p> <p>(3) 会員回線の終端が属する集合住宅に設置された同一の集合住宅側設備を共同で利用する会員または申込者が、当社が別途規定する人数に</p>	<p>第 7 条 (契約の成立)</p> <p>(1)専用回線提供事業者の IP 接続専用サービスに係る承諾を得られないとき。</p> <p>(2) 会員回線の終端が属する集合住宅に集合住宅側設備が設置されていないとき。</p> <p>(3) 会員回線の終端が属する集合住宅に設置された同一の集合住宅側設備を共同で利用する会員または申込者が、当社が別途規定する人数に</p>

<p>達していないとき。</p> <p>(4)過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>(5)会員が当社または他の事業者のDSLサービスその他本サービスと両立しないサービスの提供を受けているとき。</p> <p>(6)申込者が満18歳未満のとき。</p> <p>(7)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(8)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(9)協定事業者等との相互接続協定の条件に合致しないとき。</p> <p>(10)入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。</p> <p>(11)当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。</p> <p>(12)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>	<p>達していないとき。</p> <p>(4)本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき</p> <p>(5)申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手続が成年被後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき</p> <p>(6)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき</p> <p>(7)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき</p> <p>(8)申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき</p> <p>(9)申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき</p> <p>(10)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>(11)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき</p> <p>(12)過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>(13)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき</p> <p>(14)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>(15)第22条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(16)利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>(17)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>
<p>規定なし</p>	<p>第14条の2(利用停止)</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。</p> <p>(1)利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。</p> <p>(2)支払期日を経過しても本サービスの料金等</p>

	<p>を支払わないとき。</p> <p>(3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(4) 第 22 条その他本規約の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>(6) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(7) 本サービスの利用契約成立後に、第 7 条第 2 項各号に該当する事由の存在が判明したとき。</p> <p>(8) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。</p> <p>2. 会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。</p>
<p>第 22 条(禁止事項) 規定なし</p>	<p>第 22 条(禁止事項)</p> <p>(15) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(16) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>

### 「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約(ホールセール)」新旧対照表

改訂前(2008年6月19日付)	改訂後(2009年6月19日付)
<p>第 7 条 ( 契約の成立 )</p> <p>(1) 会員回線の終端が属する集合住宅に集合住宅側設備が設置されていないとき。</p> <p>(2) 会員が当社または他の事業者の DSL サービスその他本サービスと両立しないサービスの提供を受けているとき。</p> <p>(3) 過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>(4) 本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。</p> <p>(5) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。</p> <p>(6) 協定事業者との相互接続協定の条件に合致</p>	<p>第 7 条 ( 契約の成立 )</p> <p>(1) 会員回線の終端が属する集合住宅に集合住宅側設備が設置されていないとき。</p> <p>(2) 会員が当社または他の事業者の DSL サービスその他本サービスと両立しないサービスの提供を受けているとき。</p> <p>(3) 本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき</p> <p>(4) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手續が成年被後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5) 本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とな</p>

<p>しないとき。</p> <p>(7)入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。</p> <p>(8)当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。</p> <p>(9)その他当社が適当でない判断するとき。</p>	<p>らないとき</p> <p>(6)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき</p> <p>(7)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき</p> <p>(8)申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき</p> <p>(9)申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき</p> <p>(10)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>(11)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき</p> <p>(12)過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>(13)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき</p> <p>(14)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>(15)第22条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(16)利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>(17)その他当社が適当でない判断するとき。</p>
<p>規定なし</p>	<p>第11条の2(利用停止)</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。</p> <p>(1)利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。</p> <p>(2)支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。</p> <p>(3)料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(4)第18条その他本規約の規定に違反したとき。</p> <p>(5)本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害</p>

	<p>を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>(6)当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(7)本サービスの利用契約成立後に、第7条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。</p> <p>(8)会員の料金等の支払意思が確認できないとき。</p> <p>2. 会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。</p>
第18条(禁止事項) 規定なし	<p>第18条(禁止事項)</p> <p>(15)本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(16)本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>

### 「Yahoo! BB 光 シティサービス規約」新旧対照表

改訂前(2009年4月1日付)	改訂後(2009年6月19日付)
第6条(契約の成立) 規定なし	<p>第6条(契約の成立)</p> <p>(14)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。</p>
第20条(禁止事項) 規定なし	<p>第20条(禁止事項)</p> <p>(15)本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(16)本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>
第21条(利用停止等) 規定なし	<p>第21条(利用停止等)</p> <p>(7)本サービスの利用契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。</p> <p>(8)会員の料金等の支払意思が確認できないとき。</p>

### 「BBフォン利用規約」新旧対照表

改訂前(2009年2月20日付)	改訂後(2009年6月19日付)
<p>第2条(定義)</p> <p>(11)「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社をいいます。</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>(11)「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)をいいます。</p>

<p>第2条（定義） 規定なし</p>	<p>第2条（定義） （23）「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」とは、NTT東日本またはNTT西日本が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p>第7条（利用契約の成立） 1. 利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申込を承諾することを条件として、次の各号のうち何れか早い日に成立するものとします。</p>	<p>第7条（利用契約の成立） 1. Yahoo! BB 光 with フレッツサービス以外の当社が提供するブロードバンドサービスの会員または申込者が本サービスの申込をした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申込を承諾することを条件として、次の各号のうち何れか早い日に成立するものとします。</p>
<p>第7条（利用契約の成立） 規定なし</p>	<p>第7条（利用契約の成立） 2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員または申込者が本サービスの申込をした場合の利用契約の成立は、以下のとおりとします。 （1）Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの申込と同時に本サービスの申込みをした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ当社が当該申込を承諾し、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日または本サービスを初めて利用した日のうちいずれか早い日に成立するものとします。 （2）Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約成立後に本サービスの追加申込をした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ当該申込を当社が承諾した日から7日後または本サービスを初めて利用した日のうちいずれか早い日に成立するものとします。</p>
<p>第7条（利用契約の成立） 2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。 （1）本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき （2）申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき （3）本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき （4）サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき （5）本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき （6）申込者が、指定したクレジットカードの</p>	<p>第7条（利用契約の成立） 3. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。 （1）本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき （2）申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき （3）本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき （4）サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき （5）本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき （6）申込者が、指定したクレジットカードの</p>

<p>名義人と異なるとき</p> <p>( 7 ) 申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき</p> <p>( 8 ) 申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>( 9 ) 過去に不正使用などにより利用契約を解約されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>( 10 ) 本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき</p> <p>( 11 ) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>( 12 ) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき</p> <p>( 13 ) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき</p> <p>( 14 ) 利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p>	<p>名義人と異なるとき</p> <p>( 7 ) 申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき</p> <p>( 8 ) 申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>( 9 ) 申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき</p> <p>( 10 ) 過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>( 11 ) 本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき</p> <p>( 12 ) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>( 13 ) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき</p> <p>( 14 ) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき</p> <p>( 15 ) 第 2 1 条第 1 項に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>( 16 ) 利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>( 17 ) その他当社が適当でない判断するとき。</p>
<p>第 2 1 条 ( 会員の義務 )</p> <p>規定なし</p>	<p>第 2 1 条 ( 会員の義務 )</p> <p>( 15 ) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>( 16 ) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>
<p>第 2 9 条 ( 利用停止 )</p> <p>規定なし</p>	<p>第 2 9 条 ( 利用停止 )</p> <p>( 7 ) 本サービスの利用契約成立後に、第 7 条第 3 項各号に該当する事由の存在が判明したとき。</p>
<p>第 3 3 条 ( 当社が行う利用契約の解除 )</p> <p>2 . 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に同じサービス会員回線を使用して当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p> <p>( 1 ) 第 2 9 条第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合</p> <p>( 2 ) 会員に対する差押え、仮差押え、または</p>	<p>第 3 3 条 ( 当社が行う利用契約の解除 )</p> <p>2 . 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちの一つでも次のいずれかに該当した場合には、当社はその他の利用契約または当社が提供する他のサービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p> <p>( 1 ) 第 2 9 条第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすまたは支障を</p>

仮処分命令の申立てがあった場合 (3) 破産、民事再生手続(個人債務者再生手続を含みます。)の申立てがあった場合 (4) 手形不渡その他支払いを停止した場合 (5) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合 (6) 会員が死亡したことを当社が知った場合 (7) 当社が提供する他のサービスの会員の場で、当該会員資格を失った場合、またはこれらのサービスの解除事由に該当した場合	きたすおそれがあると当社が判断した場合 (2) 会員に対する差押え、仮差押え、または仮処分命令の申立てがあった場合 (3) 破産、民事再生手続(個人債務者再生手続を含みます。)の申立てがあった場合 (4) 手形不渡その他支払いを停止した場合 (5) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合 (6) 会員が死亡したことを当社が知った場合 (7) 本サービスの利用契約成立後に、第7条第3項各号に該当する事由の存在が判明した場合								
第46条(有償オプションサービスの種類) 当社は、有償オプションサービスを次のとおり定めます。 <table border="1" data-bbox="231 728 774 862"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>サービス概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話明細書の郵送サービス</td> <td>当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス</td> </tr> </tbody> </table>	種類	サービス概要	通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス	第46条(有償オプションサービスの種類) 当社は、有償オプションサービスを次のとおり定めます。 <table border="1" data-bbox="817 728 1359 952"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>サービス概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話明細書の郵送サービス</td> <td>当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス  本有償オプションサービスは「Yahoo! BB ADSL」のみでの提供となります。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	サービス概要	通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス  本有償オプションサービスは「Yahoo! BB ADSL」のみでの提供となります。
種類	サービス概要								
通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス								
種類	サービス概要								
通話明細書の郵送サービス	当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス  本有償オプションサービスは「Yahoo! BB ADSL」のみでの提供となります。								
第65条の8(ホワイトコール24の終了等) 2. 本サービス申込日から起算して90日後に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日から90日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。 3. 第9条の定めに従い会員が住所等の移転の申込をした場合において、移転申込日から起算して90日後に第7条第1項第(1)号に定める工事が完了していない場合、移転申込日から90日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。	第65条の8(ホワイトコール24の終了等) 2. 本サービス申込日から起算して90日後(Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員は180日後)に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日から90日後(Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員は180日後)の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。 3. 第9条の定めに従い会員が住所等の移転の申込をした場合において、移転申込日から起算して90日後(Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員は180日後)に第7条第1項第(1)号に定める工事が完了していない場合、移転申込日から90日後(Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員は180日後)の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール24の提供申込は取り消されたものとみなします。								

**「BB コミュニケーター利用規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツサービス用)」  
新旧対照表**

改訂前(2009年2月18日付)	改訂後(2009年6月19日付)
第13条(禁止事項) 規定なし	第13条(禁止事項) (19) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。 (20) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。
第27条(当社が行う利用契約の解約) 2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、本サービスの他に当社が提供する他の	第27条(当社が行う利用契約の解約) 2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、会員が複数の利用契約を締結している

<p>サービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを、会員はあらかじめ了承するものとします。</p>	<p>場合において、当該利用契約のうちの一つでも次のいずれかに該当した場合には、当社はその他の利用契約または当社が提供する他のサービスの利用契約についても同様に解約することがあることを、会員はあらかじめ了承するものとします。</p>
---	--

**「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツサービス用）」  
新旧対照表**

改訂前（2009年2月18日付）	改訂後（2009年6月19日付）
<p>第2条（光BBユニットのレンタル契約の申込） 1. 以下の場合において、光BBユニットのレンタル契約の申込がなされたものとします。 (1)光BBユニットのレンタルの申込みを行った場合。 (2)BB コミュニケーターの申込みを行った場合。 (3)BB モデムレンタル有限会社に対して無線LANカードのレンタルの申込みを行った場合。 なお、無線LANカードのみのレンタルおよびBB コミュニケーターの単独での申込みはできず、光BBユニットのレンタルも必要になるものとします。</p>	<p>第2条（光BBユニットのレンタル契約の申込） 1. 以下の場合において、光BBユニットのレンタル契約の申込がなされたものとします。 (1)光BBユニットのレンタルの申込みを行った場合。 (2)BB フォンまたはBB コミュニケーターの申込みを行った場合。 (3)BB モデムレンタル有限会社に対して無線LANカードのレンタルの申込みを行った場合。 なお、無線LANカードのみのレンタル、BB フォンまたはBB コミュニケーターの単独での申込みはできず、光BBユニットのレンタルも必要になるものとします。</p>
<p>第3条（レンタル契約の成立及び終了） 3. (i)会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii)事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、光BBユニットのレンタル契約が終了した場合、または(iii)Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、光BBユニットのレンタル契約が成立しなかった場合には、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BB コミュニケーターの利用契約または無線LANカードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p>	<p>第3条（レンタル契約の成立及び終了） 3. (i)会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii)事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、光BBユニットのレンタル契約が終了した場合、または(iii)Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、光BBユニットのレンタル契約が成立しなかった場合には、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BB フォンもしくはBB コミュニケーターの利用契約または無線LANカードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p>
<p>第5条（課金開始日） 光BBユニットのレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。 (1)Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの申込みと同時に光BBユニットのレンタルの申込みを行った場合は、当該申込みを当社が承諾した日から起算して20日後が課金開始日となります。但し、会員が新規にYahoo! BB 光 with フレッツサービスの申込みをした場合は、課金開始日が属する月のレンタル料金は請求せず、翌月分より請求するものとします。 (2)会員がYahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約成立後に光BBユニットの申込みを行った場合は、光BBユニットの申込みを行った日から起算して7日後が属する月の翌月1日が課金開始日となります。</p>	<p>第5条（課金開始日） 光BBユニットのレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。 (1)Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの申込みと同時に光BBユニットのレンタルの申込みを行った場合、レンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。 (2)会員がYahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約成立後に光BBユニットの申込みを行った場合は、光BBユニットの申込みを行った日から起算して7日後が属する月の翌月1日が課金開始日となります。</p>

規定なし

無線 LAN カードを内蔵した光 BB ユニット(以下「無線機能内蔵型光 BB ユニット」といいます。)のレンタルを受ける会員の特約

第 14 条 (内蔵無線 LAN カードの取扱い)  
第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、無線機能内蔵型光 BB ユニットに内蔵されている無線 LAN カード(以下「内蔵無線 LAN カード」といいます。)を利用しない会員については、レンタル契約は当社または当社が指定する者によって、会員に対し光 BB ユニットを引き渡したときに、内蔵無線 LAN カードを除く光 BB ユニットについて成立するものとします。また、レンタル契約の成立と同時に、当社との間で内蔵無線 LAN カードにかかる使用貸借契約(以下「サービス利用前使用貸借契約」といいます。)が成立するものとし、当該使用貸借契約期間中の内蔵無線 LAN カードについてレンタル料は発生しないものとします。なお、BB モデムレンタル有限会社に対して内蔵無線 LAN カードのレンタルの申込みをしない限り、内蔵無線 LAN カードは利用できません。

第 15 条 (内蔵無線 LAN カードの使用貸借の終了)  
会員が BB モデムレンタル有限会社が提供する内蔵無線 LAN カードのレンタルの申込みを行った場合、BB モデムレンタル有限会社がかかる申込みを受諾した日をもって、第 14 条に基づく当社との間の内蔵無線 LAN カードにかかるサービス利用前使用貸借契約は当然に終了するものとし、以後は BB モデムレンタル有限会社の「接続機器レンタル規約」の定めに基づき、BB モデムレンタル有限会社との間でレンタル契約が成立するものとします。なお、かかる会員は、サービス利用前使用貸借契約の終了後は BB モデムレンタル有限会社から借り受けたものとして内蔵無線 LAN カードを利用するものとし、当社は、かかる会員に対し、本規定をもって上記の旨を通知するものとします。

第 16 条 (内蔵無線 LAN カードのレンタル契約の終了に伴う使用貸借の再開)  
会員が内蔵無線 LAN カードのレンタルの解約を申し入れた場合その他 BB モデムレンタル有限会社の「接続機器レンタル規約」の定めに基づき内蔵無線 LAN カードのレンタル契約が終了する場合は、当該レンタル契約の終了をもって、当社との間で内蔵無線 LAN カードにかかる使用貸借契約(以下「サービス利用後使用貸借契約」といいます。)が成立するものとします。なお、当該使用貸借契約期間中の内蔵無線 LAN カードについてレンタル料は発生しないものとします。

第 17 条 (その後の内蔵無線 LAN カードレンタ

	<p>ルの開始・終了時の準用)  前二条の規定は、サービス利用後使用貸借契約の成立後の内蔵無線 LAN カードのレンタルの開始および終了時に準用するものとします。</p>
--	---

### 「接続機器レンタル規約（BB モデムレンタル有限会社）」新旧対照表

改訂前（2008年12月16日付）	改訂後（2009年6月19日付）
<p>（接続機器レンタル規約に関する特約）  規定なし</p>	<p>第5章 Yahoo! BB 光 with フレッツサービスにおける無線 LAN カードに関する特約</p> <p>第14条（本章の適用）</p> <p>1. 本章の規定は、ソフトバンク BB が提供する Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員または申込者が、当社が提供する無線 LAN カードのレンタルの申込みを行った場合に適用されるものとします。</p> <p>2. 本章で使用する用語の定義は、本章で特に定義する場合を除き、本規約およびソフトバンク BB が定める「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」上の定義によるものとします。</p> <p>第15条（無線機能内蔵型光 BB ユニットに内蔵されている無線 LAN カードのレンタル契約の成立及び終了）</p> <p>ソフトバンク BB から無線 LAN カードを内蔵した光 BB ユニット（以下「無線機能内蔵型光 BB ユニット」といいます。）のレンタルを受けている会員（以下、本条において「当該会員」といいます。）に関しては、無線機能内蔵型光 BB ユニットに内蔵されている無線 LAN カード（以下「内蔵無線 LAN カード」といいます。）のレンタル契約の成立および終了について以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>(1) 当該会員が内蔵無線 LAN カードのレンタルを希望する場合、内蔵無線 LAN カードに関しては当社との間でレンタル契約が成立するものとします。</p> <p>(2) 第3条第2項の定めにかかわらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約成立後に内蔵無線 LAN カードのレンタルの申込みを行った場合は、当社とのレンタル契約は当社が内蔵無線 LAN カードのレンタルの申込みを受諾した日に成立するものとします。当該会員は、内蔵無線 LAN カードのレンタル契約の成立後は BB モデムレンタル有限会社から借り受けたものとして内蔵無線 LAN カードを利用するものとします。</p> <p>(3) 第3条第4項および第5項に加え、内蔵無線 LAN カードのレンタル契約は、当社が当該会員からの内蔵無線 LAN カードの利用停止の申出を受諾した日の翌日に終了するものとします。この場合、内蔵無線 LAN カードに関してはソフトバンク BB との間で使用貸借契約が成立するものとします。当該会員は、内蔵無線 LAN カードのレンタル契約の終了後はソフトバンク BB か</p>

	<p>ら借り受けたものとして内蔵無線 LAN カードを保有するものとし、当社は、当該会員に対し、本規定をもって上記の旨を通知するものとし、</p>
<p>( 接続機器レンタル規約に関する特約 )  第 2 条 ( レンタル料金 )  無線 LAN カードのレンタル料金について、レンタル規約の第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員または申込者には以下の定めが適用されるものとします。  (1) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの新規申込みと同時に無線 LAN カードのレンタルの申込みを行った場合は、当該申込みを当社が承諾した日から起算して 20 日後に回答する日がレンタル料金の課金開始日となります。但し、課金開始日が月の途中となった場合は、課金開始日から課金開始日が属する月の末日までの間のレンタル料金は日割計算するものとします。  (2) ソフトバンク BB 株式会社 が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの申込みをした場合のレンタル料金の課金開始日は、サービス変更の申込みをソフトバンク BB 株式会社 が承諾した日から起算して 20 日後に回答する日が属する月の翌月 1 日とします。  (3) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約成立後に無線 LAN カードのレンタルの申込みを行った場合は、会員がレンタルの申込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日が課金開始日となります。</p>	<p>第 16 条 ( 課金開始日 )  無線 LAN カード ( 内蔵無線 LAN カードを含みます。以下同じとします。 ) のレンタル料金について、第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員には以下の定めが適用されるものとします。  (1) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの申込みと同時に無線 LAN カードのレンタルの申込みを行った場合、レンタル料金の発生時期は BB サービス規約に準じるものとします。  (2) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約成立後に無線 LAN カードのレンタルの申込みを行った場合は、無線 LAN カードのレンタルの申込みを受諾した日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日が課金開始日となります。</p>
<p>( 接続機器レンタル規約に関する特約 )  第 3 条 ( 買取の不可 )  レンタル規約第 9 条の定めにかかわらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員または申込者に関しては、無線 LAN カードの買取りは出来ないものとします。</p>	<p>第 17 条 ( 買取の不可 )  第 9 条の定めにかかわらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員に関しては、無線 LAN カードの買取りは出来ないものとします。</p>
<p>( 接続機器レンタル規約に関する特約 )  第 4 条 ( レンタル契約終了に伴う返還 )  1 . Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員は、無線 LAN カードのレンタル契約を解約した場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約は継続する場合であっても、無線 LAN カードを当社に返却するものとします。なお、無線 LAN カードの返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に無線 LAN カードに故障等が発生した場合、当該無線 LAN カードの修理交換料金等は会員の負担とします。  2 . 無線 LAN カードのレンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日 ( 20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日 ) までに無線 LAN カードが当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>	<p>第 18 条 ( レンタル契約終了に伴う返還 )  Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員は、無線 LAN カードのレンタル契約を解約した場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの利用契約は継続する場合であっても、無線 LAN カードを当社に返却するものとします。ただし、無線機能内蔵型光 BB ユニットのレンタルを受けている Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの会員が無線機能内蔵型光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合はこの限りではありません。</p>

## 「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

改訂前（2008年6月1日付）	改訂後（2009年6月19日付）
<p>第6条の2（会員特典）            会員の本サービス加入特典は以下の通りです。            特典 対象サービス                専用問い合わせ窓口のご利用            Yahoo! BB サービス            Softbank ブロードバンドサービス                電話・リモートサポートの会員価格でのご利用            Yahoo! BB サービス            Softbank ブロードバンドサービス                訪問サポートの会員価格でのご利用            Yahoo! BB サービス            Softbank ブロードバンドサービス                レンタル接続機器に関する特典の適用            Yahoo! BB ADSL            Yahoo! BB ADSL サービス            Softbank ブロードバンドサービス            ただし、レンタル接続機器に関する特典は、当社の判断により適用されない場合がありますものとします。</p>	<p>第6条の2（会員特典）            会員の本サービス加入特典は以下の通りです。            特典 対象サービス                専用問い合わせ窓口のご利用            Yahoo! BB サービス            Softbank ブロードバンドサービス                電話・リモートサポートの会員価格でのご利用            Yahoo! BB サービス            Softbank ブロードバンドサービス                訪問サポートの会員価格でのご利用            Yahoo! BB サービス            Softbank ブロードバンドサービス                レンタル接続機器に関する特典の適用            Yahoo! BB ADSL            Yahoo! BB ホワイトプラン            Yahoo! BB 光 with フレッツ            Softbank ブロードバンドサービス            ただし、レンタル接続機器に関する特典は、当社の判断により適用されない場合がありますものとします。</p>